

審　查　基　準

令和7年3月10日作成

法令名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第39条
処分の概要	緊急通行車両の確認
原権者	埼玉県知事もしくは、埼玉県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	1日
申請先	警察署及び災害応急対策等各種対策のため設置する交通検問所
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課規制実施係（048-832-0110） 又は、警察署の交通課
備考	

別紙

(審査基準)

車両の使用者の申出を受けた埼玉県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるとときは、緊急通行車両として使用されるものであるとの確認を行うものとする。

- 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。